



配合申込書

公益社団法人 日本軽種馬協会 会長 殿

本申込書裏面記載事項を承諾のうえ、下記の通り「公益社団法人日本軽種馬協会種牡馬配合・種付規程」により配合を申込みます。

1. 配合申込牝馬

(下5桁を記入)

繁殖登録番号 申込牝馬名 _____ 父馬名 _____

血統登録番号 生年：(西暦) _____ 年 母馬名 _____

2. 第1希望種牡馬

号

第2希望種牡馬

号

3. 種付成績 初供用年はいつですか (2020年、2019年、それ以前)

2019年交配種牡馬	号	1:妊(予定日: 年 月 日)	2:不受胎	3:流産	4:種付せず	5:生後直死	6:その他
2018年交配種牡馬	号	1:出産(牡、牝)	2:不受胎	3:流産	4:種付せず	5:生後直死	6:その他

4. 飼養者住所 _____

飼養者会員番号

飼養者氏名 _____ 印

飼養者電話番号 _____

5. 所有者住所 _____

所有者会員番号

所有者氏名 _____ 印

所有者馬主番号

※網かけの部分は記入しないで下さい。

変更事項が生じた場合、記入して下さい。

変更事項	変更内容	記入日	記入者

配合申込書提出後に変更事項が生じた場合、所有者は、飼養者及びその関係者にその変更について委託するものとします。

裏面に配合申込に当たってご承諾を頂く事項が記載されていますので必ずご覧下さい。この配合申込書に記載された条件により契約が成立することになりますので必要事項を正確にご記入願います。



2020年種付分本協会種牡馬の種付については下記の事項をご承諾のうえ配合申込を頂いたものといたします。(※下記の日付は種付年の日付とします。)

●種付条件● 2020年の種付条件は以下のとおりとなります。フリーリターン特約は付帯しませんのでご注意ください。

種付条件		種付料支払期限	種付料返還	不受胎報告書の提出	受胎報告書の提出
前払 不受胎返還	不受胎時、流死産時、産駒死亡時 (生後30日以内)に種付料を返還	4月30日 又は 第1回種付日 } のいずれか遅い日まで	あり	必要	必要
後払 受胎後支払	受胎後支払 流死産時、産駒死亡時(生後30日以内)に種付料を返還	9月30日現在で受胎確認後 同年10月31日まで	あり	必要	必要

いずれの条件も流死産時又は産駒死亡時(生後30日以内)には種付料を返還します。
種付料が支払期限までに支払われなかった場合、種付料未払に対する措置を行います。

<前払不受胎返還>

種付料は種付年の4月30日又は第1回種付日のいずれか遅い日までにお支払い下さい。種付年の9月30日現在不受胎の場合、または種付年の10月1日以降に流産、死産又はその種付による産駒が生後30日以内に死亡した場合には種付料を返還します。なお、9月30日現在で受胎の場合は所定の「受胎報告書」を、不受胎の場合は所定の「不受胎時種付料返還申請書」を、同年の10月15日までに提出して下さい。また、種付年の10月1日以降に流産、死産又はその種付による産駒が生後30日以内に死亡した場合は所定の「種付料返還申請書」を提出して下さい。

<後払受胎後支払>

種付料は種付年の9月30日現在で受胎確認後、同年10月31日までにお支払い下さい。不受胎の場合は支払義務はありません。
なお、9月30日現在で受胎の場合は所定の「受胎報告書」を、不受胎の場合は所定の「不受胎報告書」を、同年の10月15日までに提出して下さい。種付料支払以降に流産、死産又はその種付による産駒が生後30日以内に死亡した場合は種付料を返還します。その際には所定の「種付料返還申請書」を提出して下さい。

★特定種牡馬に種付したことがある所有者への種付料割引制度

配置表の★印の種牡馬の種付料については、種付権利無償贈呈以外で当協会での種牡馬に種付した所有者が持つ牝馬を同じ種牡馬に種付する場合、配置表に定めた種付料より**20%割引いた価格**となります。所有者が同じであれば違う牝馬への種付でも割引の対象となります。また割引が適用される頭数に制限はありません。
2020年の対象馬はマクフィ、クリエイターII、エスケンデレヤ、ケープブランコとなります。

☆同一種牡馬への複数頭種付に対する種付権利無償贈呈制度

当協会での供用開始から4年以内に、同一所有者が同一種牡馬に3頭種付をした場合、当該種牡馬の無償種付権利1頭分を当該所有者に贈呈いたします。ただしフリーリターン及び種付権利無償贈呈による種付は除きます。また、この制度による無償種付権利を行使できるのは、当協会での供用開始から2年目以降といたします。
2020年の対象馬はアニマルキングダム、デクラレーションオブウォー、マクフィ、クリエイターIIとなります。(原則として当協会供用4年目までの種牡馬が対象)

●配合の変更●

①配合牝馬の種付日において、種馬場長が種牡馬の種付頭数が当日の可能頭数を越えたと判断した場合

➡他の余裕のある種牡馬に変更することができます。新たに選択された種牡馬の種付料と既にお支払い頂いた種付料との間に差額が生じた時、高額になる時は差額をお支払い頂き、低額となる時は差額を返還いたします。種牡馬を変更する場合は所定の「配合申込書」に変更事項を追記して下さい。

②やむを得ない事由により既に配合を申込んだ繁殖牝馬を同一所有者の他の繁殖牝馬に配合を変更することを希望する場合

➡同一所有者の他の繁殖牝馬に配合を変更することができます。その際は所定の「配合牝馬変更申請書」を提出して下さい。